



万慧達知識產權  
WANHUIDA INTELLECTUAL PROPERTY

# 万慧達知識產權 典型的事例の概要

Expertise Makes It  
Possible



# 目録

## 商標

### 欺瞞・悪意・悪影響

12	極氮（Zeekr）事件
13	MAN FEI ANGEL 事件
13	クレヨンしんちゃん事件
14	ブラックペッパー（黒人牙膏）事件
15	A-K-R-I-S- 事件
15	BRANE-CANTENAC 事件
16	黎珐事件
16	金牌事件

### 識別力

17	トミー・ヒルフィガー模様事件
18	HELLO KUGOU 事件
18	ミラノ事件
19	スタイル事件
19	ハッシュレットン（散列通）事件

### 著名商標

(行政手続き + 民事手続き)

20	長秀霖事件
20	新華辞典事件
21	美國事件
21	泰康之脈事件
22	茅台事件
22	外研社事件
23	酸酸乳事件
23	ミシュラン事件 I
24	ミシュラン事件 II
24	ミシュラン事件 III
25	エルメス事件
25	Kodak 事件

---

先行権利	26	MANOLO BLAHNIK 事件
	27	魔童哪吒事件
	27	決戦荒野事件
	28	金龜子事件
類似・混同	29	ラコステ事件 I
	30	ラコステ事件 II
	30	肯德高事件
	31	蜘蛛王事件
商標の使用	32	虎牙事件
	33	千頁豆腐事件
	33	湾仔碼頭事件
	34	恒大事件
権利侵害認定	35	マーテル XO 事件
	36	ROYAL SALUTE 事件
	36	Absolut 事件
	37	ビッセール事件
	37	和睦家事件
	38	New Balance 事件 I
	38	Discovery 事件
	39	ミシュラン事件 IV
	39	ミシュラン事件 V
	40	ロレアル（欧莱雅）事件 I
	40	ラコステ事件 III
	41	ADIDAS 事件

---

---

並行輸入 /OEM 生産	42	バランタイン事件
	42	ミシュラン事件 VI
	43	フェンディ事件
	43	スティール事件 II
	44	アベンヌ事件
	44	洋酒並行輸入事件
	45	STAHLWERK 事件
地理的表示 / 公的マーク	48	L'OIE DES LANDES 事件
	49	ロマニー・コンティ（罗曼尼·康帝）事件
	49	オフガー（奥福格）事件
	50	コニヤック（干邑）事件 I
	50	コニヤック（干邑）事件 II
	51	ボルドー（波尔多）事件 I
	51	ボルドー（波尔多）事件 II
	52	ボルドー（波尔多）事件 III
	52	ボルドー（波尔多）事件 IV
	53	ボルドー（波尔多）事件 V
	53	シャンパン事件
	54	祁門紅茶事件

---

## 不正競争防止法

---

58	小米事件 I
58	デカトロン（迪卡侬）事件 I
59	エルメス事件 II
59	シャネル No.5 事件

---

## 特許

---

- 62 バイエル事件 I
  - 62 バイエル事件 II
  - 63 バイエル事件 III
  - 63 バイエル事件 IV
  - 64 バイエル事件 V
  - 64 南京聖和事件
  - 65 SEB アイロン事件
  - 65 SEB 圧力鍋事件
  - 66 SEB 電気ヘアブラシ事件
  - 67 SEB エアフライヤー事件
  - 67 思拓凡事件 I
  - 68 思拓凡事件 II
  - 68 南微事件
  - 69 レーザー切断生産ライン製品事件
  - 69 昕晨泰飛爾事件
  - 70 IKEA 事件
  - 70 アムロジピン、イルベサルタン複方製剤の特許無効事件
  - 70 済南瑞強事件
  - 71 リジン事件
  - 71 新綠環事件
  - 71 科力遠事件
-

## 外観デザイン

- 
- |    |                  |
|----|------------------|
| 74 | V8 ビール缶事件        |
| 74 | GUI 事件           |
| 75 | デカトロン（迪卡侬）事件 II  |
| 75 | デカトロン（迪卡侬）事件 III |
| 76 | デカトロン（迪卡侬）事件 IV  |
| 76 | ミシュラン事件 VII      |
| 77 | マーテル（马爹利）事件 II   |
| 77 | マペイド（马培德）事件      |
- 

## 著作権

- 
- |    |                |
|----|----------------|
| 80 | クレヨンしんちゃん事件 II |
| 80 | デカトロン（迪卡侬）事件 V |
| 81 | L-ACOUSTICS 事件 |
| 81 | 名創優品案件         |
| 82 | 八航事件           |
- 

## 独占禁止法

- 
- |    |                          |
|----|--------------------------|
| 86 | 「クコジロラタジン」原薬の市場支配的地位乱用事件 |
|----|--------------------------|
-

## 補償

---

- 90 長秀霖 II 事件
  - 91 惠氏事件
  - 91 小米事件 II
  - 92 New Balance 事件 II
  - 92 New Balance 事件 III
  - 93 ラコステ事件 III
  - 93 ミシュラン事件 VIII
  - 94 YETI 事件
  - 94 杜康事件
  - 94 喬牌事件
  - 95 六福事件
  - 95 フォルクスワーゲン案件
  - 95 グローエ（高仪）事件
  - 96 3M 案件
  - 96 STOKKE バギー事件
  - 97 P&G 事件
  - 97 四友事件
- 

## 刑事保護

---

- 100 ユニリーバ事件
  - 100 ロレアル事件 II
  - 101 スティール（斯蒂尔）事件 III
  - 101 ABB 事件
  - 102 洋酒刑事案件
  - 102 商業秘密刑事案件
-

「万慧達知識産権」は、中国を代表する総合知的財産事務所であり、役務商標「万慧達知的財産権」を共同で使用し、業務上の信用を共有している「万慧達知識産権代理公司」、「万慧達法律事務所」に約 500 名の専門スタッフから構成される。その内訳は、パートナー約 50 名、知的財産訴訟及び執行業務を専門とする弁護士約 120 名、商標代理人約 160 名、特許弁理士約 80 名、調査員及びサポートスタッフを含むその他の専門家約 80 名である。多くのスタッフが各分野で指導的立場として認知されており、私法実務、企業内弁護士、人民法院・警察・行政機関などの政府機関での勤務経験など、多様なバックグラウンドを有している。

当事務所の専門家は広範かつ深い経験を有している。これまでに、中国各地の人民法院において数千件の知的財産訴訟を手掛け、数万件の特許出願を処理し、数十万件の商標登録出願を行ってきた。多くの案件が国内初の事例として、その法的意義から業界・裁判所・行政機関によって模範事例として認められている。

「万慧達知識産権」は、長年の研究と実践を通じて法律とその背景を理解し、法律枠組みの発展に積極的に関与しており、設立以来、中国の知的財産関連法規の立法プロセスと密接に関わってきた。商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法及び関連する司法解釈の改正プロセスにおいて、立法当局へのパブリックコメント提出や、政策立案機関との政策対話プラットフォームを構築するなど、中国の法規環境改善に継続的に積極的な役割を果たしている。

こうした政策・法律整備への積極的関与により、当事務所は法整備の動向をいち早く把握し、クライアントの利益保護に不可欠な洞察を得ている。また、裁判所や行政機関で扱う数千件の案件を通して、法実務の変化にも常に敏感に対応している。

## 万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 1

---

# 商標



## 欺瞞・悪意・悪影響

### 極氪（Zeekr）事件

吉利集団の商標拒絶査定不服審判行政紛争事件において、その「極氪（ジーク）」シリーズ商標が欺瞞性を克服して登録を得た。第二審人民法院は、公衆の認識水準と理解能力、並びに「極氪（Zeekr）」ブランドが実際に市場で使用されており、商品「自動車」において一定の知名度を有している事実を考慮し、係争商標の登録によって、商品の原料や性能、特徴について公衆に誤認を生じさせるものではないと認定した。

業種：自動車

## MAN FEI ANGEL 事件

茅台集團は、他人が出願した「慢飛天使 MAN FEI ANGEL 及び図形」商標に対する異議申立てに成功した。国家知識産権局は、「慢飛天使」が一般的に知的障害、自閉症、学习障害などの特別な支援を必要とする児童に対する友好的な呼称であると認定し、本件商標を指定商品である「蒸留酒(飲料)、白酒(中国式蒸留酒)」などに使用した場合、社会に悪影響を与える可能性があると判断した。

業種：酒類

受賞：中国国家知識産権局「2023 年度商標異議典型事例」

## クレヨンしんちゃん事件

日本の株式会社双葉社は、他人によって悪意ある抜け駆け登録された「クレヨンしんちゃん」シリーズ商標の登録に対して無効化することに成功した。本件は相対的な無効理由が適用される事件ではなかった。審理において、双葉社は相手方の行為が悪意のある大量の抜け駆け登録であり、絶対的無効理由に違反した登録に該当すると主張し、この点について人民法院において原則的に認められた。その後の第二回目の取消請求において商標評審委員会及び第一審、第二審人民法院の支持を得て、最終的に係争商標は無効と判断された。この事件は、「誠聯事件」以後、人民法院が絶対的無効理由を適用して大量の悪意ある抜け駆け登録を制止した初めての典型的な事例である。

業種：文化クリエイティブ

## ブラックペッパー（黒人牙膏）事件

黒人牙膏は、一連の無効宣告行政訴訟案件において「不正な手段による登録」を理由に、他人の大量の悪意ある抜け駆け登録商標を無効にすることに成功した。人民法院は、駆抜け登録の権利者が登録した商標は合計 66 件にのぼり、業種、分類の幅も広く、そのうち 53 件の商標は他人の先行権利と同一または類似しており、その中の先行商標は過去に著名商標と認定されたものも含まれていたことから、明らかに他人の高い知名度を有する商標を複製、模倣する意図があると認定された。この行為は、正常な商標登録の管理秩序を乱し、公平な競争による市場秩序を損なうものであり、「その他不正な手段による登録」に該当すると判断された。

業種：日用品化学工業



## A-K-R-I-S- 事件

アクリス・プレー・ア・ポールト有限会社（艾克瑞斯普雷 - 阿 - 波特有限公司、Akris Pree-A-Porte Ltd.）は、他人が出願した「A-K-R-I-S-」商標に対する異議申立に成功した。本事件は、商標法第44条第1項が「既に登録された商標」の無効手続を規定しているものの、実務上は商標出願の審査及び異議申立手続においても同様に適用可能であることを示した。

業種：アパレル

受賞：北京知識産権法院「2017 年度 商標悪意抜け駆け登録規制典型 18 事例」

## BRANE-CANTENAC 事件

アンリ・ルーション社（亨利勒頓公司、Château Henri Lurton）は、他人が登録した「博拉尼 - 康納特 BRANE-CANTENAC」商標の無効化に成功した。北京知識産権法院は審理の結果、アンリ・ルーション社が提出した証拠により、福建吉馬公司が同社ワインの販売代理関係における「代理人」に該当すると認定し、本件商標の登録は中国商標法第15条（代理人・代表者による不正登録の禁止）に違反すると判断した。

業種：酒類

受賞：北京知識産権法院「2017 年度 商標悪意抜け駆け登録規制典型 18 事例」

## 黎珐事件

株式会社 MTG は、浙江朴素電器、寧波奇才公司などに対する商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟で勝訴した。国家知識産権局において既に多数の有効な裁定により悪意ある商標の抜け駆け登録が認定され、権利者の主張が支持されていることを踏まえ、人民法院は、直接、被告に対し出願中または登録済みの類似商標の出願取下げ及び登録抹消を命じ、また、差止命令の形で、被告による類似商標の継続的な保有及び新規出願を禁止した。

業種：美容機器

受賞：某専門メディア「2023 年度全国人民法院知識産権典型事例」

## 金牌事件

金牌厨柜公司は、金牌控股公司社の 3 件の「金牌」商標に関する行政紛争事件の再審手続において、最高人民法院に対し、係争商標が「その他の不正な手段により登録を取得した」場合に該当すると認定させ、無効すべきとの判断を勝ち取った。

業種：家具・ホームインテリア

## 識別性

### トミー・ヒルフィガー模様事件

TOMMY HILFIGER の地模様からなる商標の拒絶査定不服審判において、当該商標の登録を得た。係争商標の本来的な識別性が認められた。

業種：アパレル

受賞：中国商標協会「2023 年度商標代理典型事例」



## HELLO KUGOU 事件

「HELLO KUGOU」の起動時の音を音商標としての登録に成功した。本件は、中国においてインターネット音楽分野で初めて第 9 類及び第 41 類の商品・役務において音商標として登録された事例である。

業種: IT

受賞: 中国商標協会「2019 年度優秀商標代理事例」

## ミラノ事件

江西ミランブライダル（米兰婚纱摄影）の商標無効宣告行政訴訟の上訴審事件において、北京高等人民法院は、係争商標が使用により獲得した「第二の意味（セカンドリーミング）」を認めた。さらに係争商標が花卉（花）の意味を有すること、そして、商標権者に地名を不正利用する主観的な悪意がなかったこと等を総合的に考慮し、最終的に「米兰」商標の第 41 類における登録を維持した。

業種: 写真撮影

受賞: 2021 年中国人民法院 50 件典型知的財産権事例

## スタイル事件

スタイル社（斯蒂尔公司）は、無効宣告手続においてオレンジとグレーの色彩組合せ商標（）の登録を維持することに成功した。さらに、拒絶査定不服審判の行政訴訟を通じて、オレンジとグレーによる色彩組合せ商標（）の登録を得て、中国におけるスタイル社の商標権の基盤を一層強固なものとした。

業種：農業・林業工具

## ハッシュレットン（散列通）事件

西南薬業の商標行政紛争事件において、第5類（西洋医薬品）に登録された「散列通」商標の維持に成功した。最高人民法院は、「散列通」が出願された当時、引用商標「散利痛」は一般名称に該当し、未登録商標としての権利基礎を有さないため、「散列通」の登録を妨げる権利的根拠を構成しないと判断した。

業種：医薬

受賞：2009年中国法院知的財産権典型50事例

## 著名商標(行政手続き+民事手続き)

### 長秀霖事件

甘李薬業股份有限公司は、通化東宝薬業股份有限公司を提訴した商標無効宣告行政紛争事件で勝訴し、同社の「長秀霖」が国産インスリンブランドとして初めて司法上における著名商標としての認定を獲得した。

業種：医薬品

### 新華辞典事件

商務印書館は、民事訴訟を通じて、「新華字典」が未登録の著名商標に該当するとの主張が人民法院に認められ、勝訴した。本件において、人民法院は、「新華字典」のような商品名としての性質とブランドとしての性質を有する名称が、商標としての識別力を備えるか否かの判断基準を明確にし、商務印書館の「新華字典」が未登録の著名商標に該当すると認定した。さらに、従来の未登録の著名商標に対する侵害行為に損害賠償を認めてこなかった従来の判例を覆し、登録商標の侵害賠償規定（「商標法」第 63 条）を準用して原告の賠償請求を認め、被告に 300 万元の損害賠償責任を命じた。

業種：文化クリエイティブ

受賞：2017 年中国人民法院 10 大知的財産権事例

## 美図事件

美図網は「美図秀秀」商標無効宣告行政訴訟で勝訴した。第二審において、北京高級人民法院はインターネット企業の実際の経営状況と従来の伝統的業界との経営方針や収益モデルとの大きな差異を考慮し、「赤字」を理由に「美図秀秀」商標の知名度を否定しなかった。最高人民法院の再審では、インターネット業界における著名商標認定の特殊性を十分に考慮し、使用証拠のタイミング及び使用証拠の要件について伝統的業界と異なる扱いがなされた。

業種: 情報通信

## 泰康之脈事件

泰康保険集団股份有限公司は、「泰康之脈」商標に対する無効宣告行政訴訟事件において勝訴し、その第43類「老人ホーム」サービスにおける「泰康之家」商標が著名商標として認定された。

業種: 保険サービス

## 茅台事件

茅台集団は、他人が登録した「飛天不老 /FEITIANBULAO」商標の無効化に成功した。人民法院は、権利者（茅台集団）の第 237040 号「飛天牌及び図形」商標が 20 年前の時点で既に著名商標として認められていたと認定し、これを根拠に、係争商標が過去の「悪意ある商標抜け駆け登録」にあたるとして無効とする判断を下した。

業種：酒類

## 外研社事件

外国语教育研究出版社有限責任公司は、深セン市小天才電子有限公司の「外研社」商標に対する異議申立に成功した。係争商標は、異議申立人の著名商標を模倣・複製したものと認定された。

業種：文化クリエイティブ

受賞：2019 年国家知識産権局年度商標異議典型事例

## 酸酸乳事件

蒙牛集團は、未登録商標「酸酸乳」について司法上における著名商標としての認定を得て、これにより他人の商標侵害行為に対する権利行使に成功した。本件は、中国において未登録商標が司法で著名認定された初の事例である。

業種：食品

## ミシュラン事件 I

ミシュラン社（米其林公司）は、「美奇林科技 MECHELEN M 及び図形」商標の無効宣告行政紛争事件において勝訴した。人民法院は、係争商標の指定商品「トランプ、スポーツ用ボール」などの日常のスポーツ・娯楽商品は、ミシュラン社の引用商標「米其林 /MICHELIN」が著名となっている商品「タイヤ」とは機能・用途、消費者層、生産部門などにおいて差異があるものの、引用商標の高い知名度を考慮すると、両商標が共存した場合、関連公衆が係争商標と引用商標を結び付けて連想しやすく、これにより引用商標の識別力が減弱されるか、または両者の間に何らかの関連性があると誤認される可能性が高いと判断した。

業種：タイヤ

受賞：2024 年北京法院年度商標授權・権利確定司法保護十大事例

## ミシュラン事件 II

ミシュラン社（米其林公司）は、天津米其林電動自転車有限公司に対する商標権侵害訴訟に勝訴し、ミシュラン商標は電動自転車製品にまで類似範囲を超えて保護されるとともに、企業名称についても使用の差止めが認められた。

業種：タイヤ

受賞：2009 年中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50

## ミシュラン事件 III

ミシュラン社（米其林公司）は、佛山米其林音響器材工場に対する商標権侵害及び不正競争行為に対する訴訟において勝訴し、原告の商標は著名商標として認定されるとともに、音響機器等の異なる商品分野にも保護が認められた。

業種：タイヤ

受賞：2011 年中国人民法院 50 件典型知的財産権事例

## エルメス事件

エルメス社（爱马仕）は、訴訟を通じて、自社の商標が著名商標として認定され、「住宅開発・建設」サービス分野にまで商品・役務の区分を超えて保護されることとなった。人民法院は、被告が「爱马仕」「HERMÈS」の著名商標を侵害したと認定し、マンションの装飾にエルメスの象徴であるオレンジ色や馬車などの商業要素を使用した行為は、不正競争防止法6条.4項に基づく模倣・混同行為に当たると判断した。さらに、エルメスのブランドを利用した対外宣伝は、消費者に誤解を招く虚偽宣伝に当たるとし、商標権侵害及び不正競争行為の成立を認め、200万元の損害賠償を命じた。

業種：アパレル、鞄

受賞：2022年青島中級人民法院知的財産権司法保護典型事例

## Kodak 事件

イーストマン・コダック社（伊士曼柯达公司）は、蘇州科達液圧电梯有限公司に対する商標権侵害訴訟で勝訴し、原告の「Kodak」商標は司法上における著名商標として認定され、エレベーター等の異なる商品分野にも保護が認められた。

業種：写真撮影

受賞：2006年「最高人民法院公報」掲載事例

## 先行権利

### MANOLO BLAHNIK 事件

スペイン人デザイナーのマノロ・ブラニク氏（马诺娄·布拉尼克、MANOLO BLAHNIK）は、再審手続きにより、他人が登録した自己の氏名権を侵害する「马诺罗·贝丽嘉 MANOLO & BLAHNIK」商標を無効にすることに成功した。最高人民法院は再審判決で、外国籍の自然人であるマノロ・ブラニク氏が著名デザイナーとして、自身の氏名を商品ブランドとして使用・宣伝してきた事実を認定し、係争商標の出願時点で、同氏の氏名は中国大陆の関連公衆において一定の知名度を有していたと認めた。係争商標は、当該自然人の氏名を完全に包含していることから、関連公衆は係争商標が当該自然人を指すもの、または係争商標が表示された商品が当該自然人の許諾を得ている、もしくは何らかの特別な関係があると誤認するおそれがあるとして、係争商標の登録は当該自然人の氏名権を侵害すると判断した。

業種：アパレル

受賞：2022 年最高人民法院知的財産権案件年次報告事例

## 魔童哪吒事件

光線影业は、他人が登録した「魔童哪吒」商標の無効化に成功した。本件では、キャラクター名称自体は著作権法上の「作品」に該当しないものの、商業的な使用を通じて市場における安定的な関連性が形成されている場合には、他人が無許可でそれを商標登録する行為は、公衆の混同を招き権利者の商業的利益を損なうおそれがあるとして、商標法第32条の保護となり得ることを明確にした。

業種：文化クリエイティブ

受賞：2024年北京商標協会年度「商標十大非訴訟典型事例」

## 決戦荒野事件

「決戦荒野」商標の無効審判行政訴訟で勝訴し、人民法院は、係争商標の登録が、アメリカの DISCOVERY COMMUNICATIONS, LLC（美国探索公司）の番組名称「決戦荒野」に対して有する合法的先行権益を損なうと認定した。

業種：文化クリエイティブ

## 金龜子事件

CCTVの司会者である劉純燕は、他人の第41類「教育訓練」等の役務における「金龜子」商標の無効審判行政訴訟で勝訴した。人民法院は、「金龜子」が劉純燕の芸名であり、同氏は氏名権を主張できると判断した。また、劉純燕が司会を務める児童向け番組は「楽しみながら学ぶ」性質のものであり、係争商標の指定役務である「教育、訓練」などと高い関連性を有しており、関連公衆に当該役務の提供が劉純燕の許可を得ているもの、または同氏と関連しているものと誤認させやすいとした。さらに、原告は、係争商標の出願時に、「金龜子」が劉純燕の芸名として一定の知名度を有している事実を知っていたはずであるにもかかわらず、関連性の高い役務に係争商標を出願した行為は、一定程度の悪意があると認定した。

業種：文化クリエイティブ

受賞：北京知識産権法院年度15大典型事例 2019

## 類似・混同

### ラコステ事件 1

ラコステ社（拉科斯特公司）は、商標無効審判行政訴訟の再審手続において、第25類商品における左向きワニ図形(  )商標の登録有効性の維持に成功した。最高人民法院は再審において、係争商標は CARTELO 社（卡帝乐公司）が引用した第 1331001 号「**CARTELO**」商標とは類似せず、また CARTELO 社が主張する「先使用され一定の影響力がある」とする一連の左向きワニ図形商標に対する抜け駆け登録にも該当しないと判断した。その理由として、これらの商標が「先行使用され一定の影響力がある」とする証拠が不十分であり、ラコステ社にはただ乗りの悪意が認められない一方、CARTELO 社及びその前身によるこれらのワニ図形商標の使用には悪意が認められたためである。

業種：アパレル

受賞：中国法院典型知識産権事例 50 件 2018

## ラコステ事件 II

ラコステ社（拉科斯特公司）は、南極電商社が第 25 類「衣類」等に登録した一匹の左向きワニ図形商標に対して無効審判請求を行った。本件は北京知識産権法院における一審、北京市高級人民法院における二審および再審を経て、人民法院は最終的に当該商標を無効とする判断を下した。

業種：アパレル

受賞：『商法』年間優秀取引 2023

## 肯德高事件

「肯德高」商標の無効審判行政訴訟において、関連案件では当該商標が類似しないとの判断がなされていたにもかかわらず、本件では、人民法院は係争商標が類似に該当するとの相反する判断を示した。

業種：建築材料

## 蜘蛛王事件

蜘蛛王集團は、他人のクモの図形商標の登録を阻止することに成功した。最高人民法院は、登録商標の更新を除き、商標法は他の形式の商標の継続登録を規定していないことを明確にした。また、既存の登録商標に基づいて新たに出願された商標が、評判・名声の継続の条件を満たすかどうかは、改めて法律に基づいて審査される必要があると判示した。

業種：アパレル

受賞：『最高人民法院公報』事例 2018

## 商標の使用

### 虎牙事件

虎牙信息科技有限公司は、不使用取消審判紛争において、人民法院の二審判決により「虎牙」シリーズ商標の第35類「他人の販売促進」等の役務における登録を維持することに成功した。本件において、人民法院は、ゲームライブ配信プラットフォームが自社のトラフィックとユーザリソースの優位性を活用し、連携ゲームの宣伝プロモーションを行い、それによってダウンロード数や課金額を増加させ、収益分配を得る行為は、他人の商品の販売・役務の提供のために「企画・宣伝」を行っているものと認定し、『類似商品・役務区分表』の第35類「他人の販売促進」役務に該当すると判断した。

業種：情報通信

受賞：全国人民法院知識産権事件の法律適用問題に関する年度報告事例 2024

## 千頁豆腐事件

清美公司は、「千頁豆腐」が「豆腐、豆腐製品」の一般名称であることを根拠に、6件の関連商標の取消に成功した。北京高級人民法院は第二審判決において、「千頁豆腐」はすでに「豆腐、豆腐製品」の商品における一般名称になっており、商品の出所を識別するという商標本来の機能を発揮することができないと認定し、当該商標は取り消されるべきであると判断した。

業種：食品

受賞：北京法院年度商標授權確權司法保護 10 大事例 2022

## 湾仔碼頭事件

通用磨坊は、不使用を理由に他人の登録商標「湾仔碼頭」の取消に成功した。人民法院の判決では、象徴的・形式的な使用では商標登録を維持することはできないことを明確にした。

業種：食品

受賞：最高人民法院知識產權事件年度報告事例 2015

## 恒大事件

自然人である某は、不使用を理由に江西恒大公司のミネラルウォーターに係る「恒大」商標の取消に成功した。北京高級人民法院は、江西恒大公司の提出した証拠の一部に偽造の疑いがあったことを考慮し、同社に課す提出証拠に対する証明基準を相応に引き上げた。その結果、現有の証拠では、当該商標が審理の対象期間内において真実かつ合法で継続的に使用されていることを証明できないと認定し、当該商標は取り消されるべきとした。

業種：食品

受賞：北京法院知識産権司法保護 10 大事例 2017

## 権利侵害認定

### マーテル XO 事件

馬爹利公司は、「マーテル XO（马爹利 XO）」製品の立体商標が初めて司法保護を獲得し、かつ損害賠償請求も全額認容された。本件において、人民法院は、立体商標とは商品の出所を識別し得る視覚的な三次元標識であり、関連公衆の注意を最も引く部分は商標全体の立体形状であるため、商標の類似性の判断に際しては立体形状を全体的に比較すべきとし、被告が侵害品に自社の文字商標を表示していたとしても、それは全体における割合が小さく、全体の視覚的効果に大きな影響を与えるないと判断した。

業種：酒類

## ROYAL SALUTE 事件

Chivas Brothers 社（芝华士公司）は、烟台奥威酒業有限公司等を相手取った商標権侵害および不正競争行為に関する紛争訴訟を提起し、勝訴した。人民法院は、Chivas Brothers 社の有する「皇家礼炮（ROYAL SALUTE）」の立体商標は、極めて高い識別力と知名度を有していると認定した上で、被告の侵害品の瓶の形状は当該立体商標と類似しており、権利侵害が成立すると認定し、被告に対し 50 万元の損害賠償を命じた。

業種：酒類

受賞：ある専門メディアによる年度全国人民法院知識產權典型事例 2016

## Absolut 事件

「絶対」 「Absolut」 シリーズ商標の商標権侵害訴訟で勝訴。平面商標の保護手法を通じて、立体商標の保護を達成した。

業種：酒類

受賞：中華商標協会年度優秀商標代理事例 2014

## ビツツェール事件

比澤尔制冷技术（中国）公司は、不正競争行為を理由にコンプレッサーの侵害品を販売していた販売業者 2 社を摘発した。地方市場監督管理局は、当該 2 社が長年にわたり冷凍業界で営業しており、「北京比澤尔制冷设备有限公司」が商号侵害に該当するという二審判決を認識、あるいは当然に認識すべき立場にあったにもかかわらず、侵害商号が記載された銘板付き冷凍コンプレッサー製品を仕入れ、販売した行為は、「不正競争防止法」第 6 条の営業上の混同行為に該当すると判断し、当該販売業者 2 社に対して行政処分を下した。

業種：エアコン冷凍

受賞：四川省市場監督管理局年度反不正競争十大典型事件、  
重慶市模倣品・侵害品対策 10 大典型事例 2022

## 和睦家事件

和睦家公司は、福州和睦佳に対し商標権侵害及び不正競争行為を理由に提起した訴訟において、企業名称の変更及び 300 万元の損害賠償を求めたところ、いずれも人民法院に認められた。

業種：ヘルスケア

受賞：中国法院 50 件典型知識産権事例 2019

## New Balance 事件 I

ニューバランス社（新百伦公司）は、莆田市徳欧科技有限公司らを被告とする商標権侵害訴訟において勝訴した。本判決は電子商取引プラットフォームの義務と責任を明確化するものであり、人民法院は、電子商取引プラットフォームが負う知的財産保護に関する義務を詳しく論述し、合理的な審査注意義務を尽くさず、かつ侵害に対する救済措置を適時に講じなかったプラットフォームは、侵害行為に対して責任を負うべきであるとした。

業種：アパレル

受賞：品質保証委員会年度知識產權保護典型事例 2024

## Discovery 事件

ディスカバリー社（探索传播公司）は、中山探索公司及び京東公司を被告とする商標権侵害訴訟において勝訴した。人民法院は、京東公司が販売プラットフォームを提供する過程において審査義務を尽くしておらず、その行為は侵害の帮助的行為に該当すると認定し、中山探索公司に対し原告に経済的損失賠償として 300 万元の支払いを命じ、京東公司に対してはそのうち 10 万元について連帯賠償責任を負うべきとの判決を下した。

業種：文化クリエイティブ

受賞：『商法』年間優秀取引 2019

## ミシュラン事件 IV

ミシュラン社（米其林公司）は、寧波嘉琪工芸品有限公司を被告とする商標権侵害訴訟で勝訴した。広東省高級人民法院の再審判決は、他人の商標の一部を切り取って使用すること、または製品形状として使用することはいずれも商標権侵害に該当すると認定した。

業種：タイヤ

受賞：中国法院 50 件典型知識産権事例 2020

## ミシュラン事件 V

ミシュラン社（米其林公司）は、浙江食參味餐飲管理有限公司及び南京市秦淮区三不牛腩火鍋店を被告とする商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟を提起し、勝訴した。人民法院は、被告が無断で「米其林」の文字及び関連する宣伝内容を使用した行為が、関連公衆に誤解を与える虚偽宣伝等の不正競争に該当すると認定した。

業種：食品

受賞：江蘇法院反不正競争 10 大典型事例 2022

## ロレアル（欧莱雅）事件 I

ロレアル社（欧莱雅）は、美蓮妮及び杭州欧莱雅社を被告とする商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟において勝訴した。人民法院は、原告ロレアル社の登録商標は強い識別力を有し、高い知名度を備えており、被告は原告の登録商標を認識していたにもかかわらず、原告の登録商標と同一または類似の商標を使用しており、これは商標権侵害に該当すると判断した。また、被告が使用した企業の商号が原告の登録商標と同一であることから、不正競争行為にも該当すると認定された。

業種：化粧品

受賞：中国法院 50 件典型知識産権事例 2010

## ラコステ事件 III

ラコステ社（拉科斯特公司）は、上海のある服飾礼品市場経営管理公司を被告とする商標権侵害訴訟で勝訴した。人民法院は、被告が主観的に善良な管理者としての注意義務を尽くしておらず、客観的に侵害行為を容易にする環境を提供したことによって侵害行為が繰り返されたと認定し、被告は被疑侵害品を直接販売した関連店舗とともに共同侵害に該当するとした。

業種：アパレル

受賞：『最高人民法院公報』事例 2010

## ADIDAS 事件

アディダス社（阿迪达斯公司）は、阿迪王社らを被告とする商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟において勝訴した。最高人民法院は本件において、国際的要素を含む知的財産権に関する専属管轄のルールを明確化した。

業種：アパレル

受賞：最高人民法院知識産権事件年度報告事例 2010

## 並行輸入/OEM 生産

### バランタイン事件

ユナイテッド・ドメク社（联合多梅克公司）およびペルノ・リカール社（保乐力加公司）は、百加得商行を被告とする商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟において勝訴した。人民法院は、製品識別コードを削除し商品の出所を隠蔽する行為が侵害行為に該当すると認定した。

業種：酒類

受賞：湖南法院知識産権司法保護 10 大典型事例 2016

### ミシュラン事件 VI

ミシュラン社（米其林公司）は、タイヤに関する商標権侵害訴訟において勝訴した。人民法院は、被告が原告の許諾及び中国における品質に関する 3C 認証を得ずに係争製品を中国国内で販売した行為は、原告商標の「商品の品質保証機能」及び「商品提供者の信用維持機能」を損ない、原告の登録商標に対して実質的損害を与えたと認定した。

業種：タイヤ

受賞：中国法院の商標並行輸入問題に関する初の侵害認定判決 2009 年

## フェンディ事件

フェンディ有限公司（芬迪有限公司）は、上海益朗國際貿易有限公司らを被告とする商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟において勝訴した。人民法院は、並行輸入業者が店舗看板に他人の商標・商号を使用し、関連公衆について混同を生じさせる行為は、商標権侵害及び不正競争行為に該当すると認定した。

業種：高級品

受賞：上海法院知識産権司法保護 10 大事件 2021

## スティール事件 II

スチール社（斯蒂尔公司）は、刑事事件の審理が終了した後、商標権侵害及び不正競争行為を理由に侵害者を提訴した。人民法院は商標権侵害を認め、侵害者にスティール社へ 30 万元の損害賠償を命じ、刑事罰金は民事賠償金に優先して充当されることが認められた。

業種：農林用具

受賞：ある専門メディアの年度全国人民法院知的財産権典型事例 2016

## アベンヌ事件

ピエール・ファーブル社（皮尔法伯公司）は、長沙慧吉公司が不正競争を構成すると人民法院に主張し、認定を得た。判決によると、たとえ販売者が権利者のが生産した正規品を販売したとしても、販売者は権利者の商標及び宣伝画像、文字等を使用する場合には、合理的、誠実な原則を遵守しなければならず、必要な範囲を超えてはならない。また、商標権者の商業上の信用にフリーライドしてはならず、故意に消費者に対して、販売者が商標権者からライセンスを受けているなど、特定の関係があることを誤解させるような行為は、不正競争を構成すると認定した。

業種：化粧品

受賞：中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2015

## 洋酒並行輸入事件

ペルノ・リカール（中国）貿易有限公司（保乐力加（中国）贸易有限公司）は、正規品洋酒の並行輸入を理由とする不正競争行為に関する事件で勝訴した。本件では、被告はすでに刑事責任を科された後に、さらに不正競争防止法に基づいて民事責任を追及された。並行輸入行為について、その被告が刑事責任を科された後、民事責任を追及されることは稀であり、本件は、先駆的な判断として、人民法院が被告の行為を不正競争と認定し、不正競争防止法第 2 条の規定に違反していると判断した。その結果、関係責任者に対して 35 万元の連帯賠償を命じ、類似事件における人民法院の判断に重要な参考を提供した。

業種：酒類

## STAHLWERK 事件

ローストン社（劳士顿公司）は、「STAHLWERK」商標権侵害事件において勝訴した。浙江省高級人民法院は再審で相手側の権利行使の手法が不正で、誠実の原則に反するものであり、ローストン社の OEM 生産は、係争商標の専用権を侵害していないと認定した。

業種：モーター

受賞：浙江省人民法院の年間 10 大知的財産権事件 2021

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 2

---

# 地理的表示 / 公的マーク

---

## L'OIE DES LANDES 事件

フランス国家製品原産地・品質管理局は、他人が出願した「L'OIE DES LANDES」商標に対する異議申立てに成功し、地理的表示「VOLAILLES DES LANDES」が中国で保護を受けることとなった。国家知識産権局は、異議申立人が提出した証拠は、「VOLAILLES DES LANDES」（「ランド県産家禽」と訳すことができる）がフランスにおける食肉用家禽の地理的表示であることを証明できると判断した。被異議商標中の「L'OIE」はフランス語のガチョウを意味するものであり、被異議商標は全体として「ランド県産のガチョウ」と理解することができ、それは上記フランスの地理的表示と意味が近い。しかし、被異議申立人は上記地理的表示の産地に由来する者ではないため、被異議商標の登録を許可して「肉」等の商品に使用された場合、消費者に誤解させやすく、その他の指定商品に使用された場合においても消費者に商品の品種や産地等について誤認させやすいと判断した。

業種：食品

受賞：国家知識産権局年度商標異議・審判典型事例 2024

## ロマニー・コンティ（罗曼尼·康帝）事件

フランス国家製品原産地・品質管理局は、他人の「ロマニー・康帝（ロマニー・コンティ in Chinese）」商標の無効化に成功した。人民法院は、「Romanee-Conti」はフランスの特定地域由来のワイン商品の原産地を表示する標識であり、「Romanee-Conti」と「ロマニー・康帝（ロマニー・コンティ in Chinese）」は既に安定した対応関係を形成しており、紛争商標には「ロマニー・康帝（ロマニー・コンティ in Chinese）」が完全に含まれており、2001年の「商標法」第16条第1項に違反するとして、無効すべきであると判断した。

業種：酒類

受賞：フランス製造業者連盟 Excellent Case 2020

## オフガー（奥福格）事件

フランス国家製品原産地・品質管理局は、他人がチーズ製品に出願した「奥福格」商標に対する異議申立てに成功し、外国の地理的表示を不正に出願・登録し、消費者を誤解させる行為に対して効果的な対応を行った。

業種：食品

受賞：国家知識産権局商標局年間商標典型事例 2018

## コニャック（干邑）事件 I

フランス国家コニャック業界管理局は、他人が登録した「康涅克」商標に対する無効化に成功した。国家知識産権局は、係争商標「康涅克」が地理的表示「Cognac」の中国語音訳であることを十分に証明できると判断した。係争商標がワイン等の商品に使用されれば、消費者は当該商品が当該地理表示「Cognac」で示された地域に由来し、又はその品質的特徴を有するものであると誤認を招きやすいと判断した。

業種：酒類

受賞：国家知識産権局年度商標異議、審判典型事例 2021

## コニャック（干邑）事件 II

フランス国家コニャック業界事務局は、福○自動車（中国）有限公司、長安福○自動車有限公司等を訴えた不正競争行為に関する訴訟に勝訴し、コニャックの地理的表示が不正競争防止法に基づいて保護を受けることとなった。

業種：酒類

受賞：蘇州人民法院知識産権司法保護十大典型事例 2023;

フランスメーカー連盟優秀事例 2023

## ボルドー（波爾多）事件 I

波爾多葡萄酒行业联合委员会（CIVB）は、蓬萊云雀酒庄有限公司を相手取った地理標識団体商標権侵害及び不正競争行為に関する事件において勝訴した。第一審及び第二審の人民法院はいずれも CIVB の主張を支持し、被告がワイン製品に「BORDEAUX」の標識を使用し、かつ「波爾多产区（ボルドー産地）」と表記していたことは地理的表示団体商標の侵害及び不正競争行為に該当することから、被告に対し侵害行為の差し止め及び、CIVB に対する 50 万元の経済的損失を賠償するよう命じた。

業種：酒類

受賞：山東人民法院の年間 10 大知識産権事件 2019

## ボルドー（波爾多）事件 II

権利者を代理し、山東省烟台市市場監督管理局の「BORDEAUX」団体商標侵害事件の摘発に参加した。本件では、地方の法執行機関が偽造「BORDEAUX」ワインの製造行為に対して比較的重い処罰を科したことは、海外の地理的表示に対する強い保護を与えたものであり、「中華人民共和国政府と欧州連合の地理的表示保護及び協力に関する協定」の関連規定を具体的に実践したものであり、海外の地理的表示が中国の地理的表示と同等の保護を受けることができる事を示す事例となった。

業種：食品

受賞：国家知識産権局年間地理標識行政保護事例 2021

## ボルドー（波尔多）事件 III

「BORDEAUX/ 波尔多」商標について、民事事件において初めて人民法院が馳名商標と認定し、希釈化防止による保護を受けた。人民法院は、被告は「BORDEAUX」又は「波尔多」の第二義的な意味を利用して、馳名商標の知名度及びその評判にフリーライドすることを意図していたと判断した。当該使用行為は、マッサージ、ペディキュア等のサービスとワイン商品の業態が異なるため、消費者の混同を引き起こす可能性は低いものの、馳名商標の知名度を希釈化し損害を与える結果をもたらすと認定した。

業種：酒類

## ボルドー（波尔多）事件 IV

ボルドーワイン業種連合委員会（波尔多葡萄酒行业联合委员会）は、模倣品製造業者である上海市菲桐貿易有限公司及びその実質支配者に対し刑事責任を追及することに成功した。本件は上海における地理的表示侵害に対する初の刑事責任追及事件である。浦東人民法院は、商標権偽造罪の認定に基づき、模倣品製造業者及びその実質支配者に対し刑事責任を追及した。また、被告人に対し、執行猶予期間中における食品の生産・販売及び関連活動への従事を禁止する資格刑を併科したことで、再犯の可能性を断ち、本件地理的表示に対する高水準の保護を実現した。

業種：酒類

受賞：国家知識産権局年間商標行政保護 10 大典型事例 2020

## ボルドー（波爾多）事件 V

ボルドーワイン業種連合委員会（波爾多葡萄酒行业联合委员会）は、山東舜邑ワイン有限公司に対して刑事事件を提起した。人民法院は充填酒造所が共同犯罪行為の過程において主要な役割を果たしたと認定し、また、外国の権利者の押収製品に対する直接鑑定意見を証拠として採用し、最終的に主犯に対して7年懲役判決を下した。

業種：酒類

## シャンパン事件

「香槟（シャンパン）」及び「Champagne」を地理的表示団体商標として登録することに成功し、さらに民事訴訟において馳名商標として認定された。人民法院は、「香槟」及び「Champagne」が地理的表示として保護されている事実や、これまでに獲得した各種の栄誉が、「香槟」及び「Champagne」商標の高い知名度へと継承されるものであると認定した。

業種：酒類

受賞：北京市知識産権分野のビジネス環境最適化の典型的な事例（民事訴訟部分）

## 祁門紅茶事件

安徽国潤茶業有限公司は、「祁門紅茶」の地理的表示証明商標の無効案件において勝訴した。本件は、商標の権利付与・権利確定に関する行政事件において、特定の地理的表示に係る地域範囲について人民法院が初めて司法認定を行った事例である。

業種：食品

受賞：中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2017



万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 3

---

# 不正競争防止法

---

## 小米事件 I

小米公司は、同社の人工知能音声覚醒ワード「小愛同学」について、不正競争防止法による保護を獲得した。当該事件の判決は、使用により一定の影響力を有する覚醒ワードが、不正競争防止法によって保護される合法的権益に該当することを明確にした。これにより、他人の覚醒ワードを悪意で抜け駆け出願し、その後の権利を濫用する行為を効果的に規制し、科学技術革新型企業のブランド価値や信用を十分に保護した。

業種: 電子

受賞: 中国人民法院の 10 大知的財産権事件、  
浙江省高級人民法院の知識産権 10 大典型事例、  
「商法」優秀取引 2023

## デカトロン（迪卡侬）事件 I

デカトロン社（迪卡侬公司）は、福建奥庫運動用品有限公司等に対する他人の一定の影響を有する店舗装飾の無断使用に関する紛争事件において勝訴した。第二審人民法院は、デカトロン社が保護を請求した店舗の装飾は、既に不正競争防止法が要求する「一定の影響力」を備えており、奥庫公司がデカトロン社の店舗の装飾を模倣した行為及び虚偽宣伝行為はいずれも不正競争を構成すると判断し、奥庫公司にデカトロン社の経済的損失及び合理的費用として 200 万元を賠償するよう命じた。

業種: スポーツ

受賞: フランスメーカー連合会優秀事例; 「商法」年間優秀取引 2022

## エルメス事件 II

エルメス社（爱马仕）は、広州同美品牌管理有限公司等に対する商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟で勝訴した。エルメス社の「BIRKIN」及び「KELLY」のハンドバッグの形状や装飾が不正競争防止法に基づき保護された。

業種：贅沢品

受賞：QBPC 年度知識産権保護典型事例 2024

## シャネル No.5 事件

シャネル社（香奈儿股份有限公司）は、西安物生物電子商取引有限公司及び義烏市愛之語化粧品有限公司の不正競争行為に関する訴訟で勝訴した。人民法院はシャネル社の香水「No.5」シリーズの包装、装飾が不正競争防止法の保護対象であると認定した。

業種：贅沢品

受賞：陝西省人民法院の知識産権典型事例 10 大 2021

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 4

---

# 特許

---

## バイエル事件 I

バイエル社（拜耳公司）は、南京恒生製薬有限公司及び南京市知識産権局との「置換オキサゾリジドン及びその血液凝固分野における応用」に係る特許行政審決紛争事件で勝訴した。最高人民法院は、医薬品の許諾販売行為が「Bolar 例外」には該当しないと判断し、バイエル社の主張を支持する判決を下した。

業種：医薬品

受賞：最高人民法院知識産権事件年度報告事例 2022;

中国人民法院 50 件の典型的な知識産権事例 2022;

最高人民法院知識産権人民法院の典型的な事例 2022

## バイエル事件 II

バイエル社（拜耳公司）は、リバロキサバン化合物特許の「進歩性」を争点とする審判事件において無効化に成功した。当該事件は化合物の進歩性を判断する際の基準やアプローチにおいて、モデルケースとなる意義を持つ事案と評価された。

業種：医薬品

受賞：国家知識産権局年間特許再審無効 10 大事件 2021

## バイエル事件 III

バイエル社（拜耳公司）は、北京のある会社との「置換オキサゾリジノン及びその血液凝固分野における応用」に係る特許権侵害の行政法執行事件において、北京市知識産権局が受理した後、事件の状況及び双方の意向・請求を踏まえ、双方に対して調停を実施し、最終的に調停合意に至った。

業種：医薬品

受賞：北京市知識産権行政保護年度 10 大典型事件 2019

## バイエル事件 IV

バイエル社（拜耳公司）は、同社の「 $\omega$ -カルボキシアリール基置換ジフェニル尿素を raf キナーゼ阻害剤として用いる発明」について、上海市のある製薬企業の医薬品の許諾販売行為は特許権侵害にあたるとの上海市知識産権局の行政判定を勝ち取った。本件では、医薬品の許諾販売行為が Bolar 例外に適用されないことが明確にされた。

業種：医薬品

受賞：国家知識産権局年間特許行政保護 10 大典型事例 2019

## バイエル事件 V

バイエル社（拜耳公司）は、同社の「 $\omega$ -カルボキシアリール基置換ジフェニル尿素を raf キナーゼ阻害剤として用いる発明特許」に関して、北京市知識産権局に対し申立を行い、被請求人が係争製品の許諾販売行為は特許権侵害に当たるとの認定を成功裏に得た。

業種：医薬品

受賞：国家知識産権局年間特許行政保護 10 大典型事例 2018

## 南京聖和事件

特許権者は、他人が提起した無効審判請求に対抗して、「抗寄生虫感染薬物の調製における L-オルニダゾール（Levornidazole）の応用」及び「抗嫌気菌感染薬物の調製における L-オルニダゾール（Levornidazole）の応用」の 2 件の発明特許について、人民法院により進歩性が認められ、特許権の有効性が維持され、かつ関連する特許侵害事件においても勝訴し、80 万元の賠償金を獲得した。

業種：医薬品

受賞：中国法院の典型的な知的財産権事例 50 件、  
最高人民法院知的財産権法院の典型的な事例 2022

## SEB アイロン事件

SEB 社は、アイロン侵害訴訟事件において勝訴した。最終審判決は、SEB 社の主張を十分に考慮され、最終的に請求項 1 に記載された「固定装置」は機能的特徴とは認定されなかった。この上で、最終審判決は「固定装置」について、具体的な実施例と同一又は同等の方案に限定する解釈を探らず、特許請求範囲の文字通りで侵害が成立すると判断した。

業種：家電

## SEB 圧力鍋事件

SEB 社は、広東旗峰公司に対する圧力鍋の特許侵害訴訟において勝訴した。人民法院は、被告の圧力鍋が SEB 社の「圧力調理容器ロック装置の開閉制御装置」発明特許の保護範囲に属すると認定し、侵害行為の停止、在庫の侵害製品及び生産用金型の廃棄、原告への経済的損失及び合理的費用として計 30 万元の賠償を命じた。

産業：医薬品

受賞：中国法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2014

## SEB 電気ヘアブラシ事件

SEB 社は、泉力社を相手取った「電気ヘアブラシ」製品に関する特許侵害訴訟で、最高人民法院の最終審判決で勝訴をおさめた。最高人民法院は本件において、特許請求の解釈は、当該技術分野の一般の技術者が請求項及び明細書を読んだ上で形成する通常の理解を基準とすべきであり、明細書の特定の技術用語について特別な説明がない場合、請求項の解釈は、当該技術分野の一般技術者の合理的な予想範囲を超えてはならないことを明確にした。当該技術分野の一般技術者は、請求項の記載のみで、理髪用アタッチメントおよび接続部材の具体的な実施形態を明確に把握することができるため、「接続部材」は機能的な特徴に該当しない。また、請求項では、接続部材と理髪用アタッチメントの具体的な接続方式は限定されておらず、噛み合わせはあくまで一つの実施例にすぎない。侵害製品は噛み合わせ接続方式ではなく六角柱による接続を採用しているが、依然として係争特許の保護範囲に属すると認定された。

業種：家電

## SEB エアフライヤー事件

SEB 社は、中山の某侵害者に対し、エアフライヤーに関する一連の特許権に基づく複数の訴訟を提起し、合計 400 万元の賠償を獲得した。人民法院の判決において、重要な部品を欠く半製品についても、通常の論理に基づいて権利侵害が推定される、実物のない型番製品については、証拠の優位性原則に基づき侵害と推定されると判断された。

業種：家電

受賞：フランス製造業者連合会優秀事例 2020

## 思拓凡事件 I

思拓凡公司は、競合他社による同社の発明特許の無効宣告請求に対して答弁し、有利な審決を得た。

業種：医薬品

## 思拓凡事件 II

思拓凡公司は、特許侵害訴訟において勝訴した。本事件は、バイオ分野における特許請求項の保護範囲の認定に対して一定の画期的意義があり、今後の類似侵害事件及び当該分野の特許明細書の作成実務について、いずれも高い参考価値がある。

業種：医薬品

## 南微事件

南微医学科技股份有限公司は、諸暨市鵬天医療器械有限公司に対する発明特許権侵害紛争事件において勝訴した。

業種：医薬品

受賞：浙江法院の年間 10 大知的財産権事件 2021

## レーザー切断生産ライン製品事件

無効請求人（訴訟事件の被告）である広東某レーザー装備有限公司は、係争特許を国家知識産権局において無効化することに成功した。これを受け、特許権者（訴訟事件の原告）はその後続の訴訟審理においてやむなく起訴を取り下げざるを得ない状況に追い込まれた。

業種： 製造設備

受賞： 佛山市知識産権保護センター知識産権権迅速協同保護 10 大事例 2021

## 昕晨泰飛爾事件

江蘇昕晨泰飛爾医薬科技有限公司は、ある自然人が提起した特許無効審判及び行政紛争事件において勝訴し、本件は薬物製剤発明の新規性及び進歩性の判断基準を明確にした。

業種： 医薬品

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要

## IKEA 事件

IKEA は、説明書が十分に開示されていないこと及び特許請求の範囲が不明確であることを理由に係争中の提灯に関する特許の無効化に成功した。

業種：家具家居

## アムロジピン、イルベサルタン複方製剤の特許無効事件

先声药业は、「アムロジピン、イルベサルタン複方製剤」の特許無効行政訴訟の再審事件及びその後の無効審判事件において勝訴した。

業種：医薬品

受賞：最高人民法院知的財産権事件年次報告事例 2011

## 济南瑞強事件

济南瑞強は、「瑞強医藥」に関する胡小泉特許侵害再審事件において勝訴した。本件では、最高人民法院は「クローズドクレーム」に関する問題について判断基準を明確化した点で重要な意義があった。

業種：医薬品

受賞：最高人民法院知的財産権事件年次報告事例 2012

## リジン事件

長春大合生物技術開発有限公司は、味の素株式会社とのリジン侵害訴訟及び関連する一連の無効審判事件及びその後の行政訴訟事件において勝訴した。

業種：医薬品

受賞：国知局特許審査委員会年度十大事件  
(特許 97194707.6 の無効決定に係る) (2013)

## 新緑環事件

新緑環公司は、台山先駆建材公司との特許侵害再審事件において勝訴した。本件では、最高人民法院は「特許請求項は特許権の範囲を確定する唯一の根拠ではない」とする新緑環公司の主張を認めた。

業種：材料

受賞：最高人民法院知的財産権事件年次報告事例 2010

## 科力遠事件

湖南科力遠公司は、愛藍天社との特許侵害事件において勝訴した。再審法院は、既存技術の最適化・選択の結果により形成された特許技術については、その適用は厳格に制限されるべきであるという裁判規則を確立し、類似事件の審理に対して模範的役割を果たした。

業種：材料

受賞：中国法院の知的財産権トップ 10 事件 (2013)

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 5

---

# 外観デザイン

---

## V8 ビール缶事件

カールスバーグ社（嘉士伯公司）は、同社の「V8」商標権に基づき他人の「V8 ビール缶」意匠特許に対する無効宣告請求を行い、最終的に最高人民法院の支持を得た。最高人民法院は判決において、専利法第 23 条第 3 項の立法趣旨、先行する合法的権利に包含される範囲、先行の商標権の判断基準、及び意匠特許と商標権との間で衝突が生じているか否かの判断の基本原則を論じ、意匠特許と商標との間の権利衝突に関する実務上の重要な指針を示した点で意義ある判決である。

業種：酒類

受賞：最高人民法院知識産権法院裁判要旨要約事例 2023

## GUI 事件

国泰新点公司は、他人が提起した GUI 意匠権利侵害申立て及びこれに続く行政訴訟に対して控訴し、最高人民法院の第二審において勝訴し非権利侵害と認定を得た。本件は最高人民法院が GUI に関する意匠特許侵害を審理した初の行政訴訟事件である。

業種：コンピュータソフトウェア

受賞：商法年間の優秀な取引 2021

## デカトロン（迪卡侬）事件 II

デカトロン社（迪卡侬）は、深セン酷遊公司等を相手取った意匠特許権侵害紛争事件に勝訴した。人民法院は深セン酷遊公司等が侵害製品を共同で生産、販売した事實を認定し、さらに百雄新派の合法的な出所の抗弁を棄却し、60 万元の損害賠償額を支持した。

業種：スポーツ

受賞：ある専門メディア年度全国人民法院知的財産権典型事例 2019

## デカトロン（迪卡侬）事件 III

デカトロン社（迪卡侬）は、意匠特許の無効審判の答弁手続において、中国出願時の図面と外国優先権主張に係る図面との不一致問題について徹底分析・検討し、係争意匠特許の有効性を維持することに成功した

業種：スポーツ

## デカトロン（迪卡侬）事件 IV

デカトロン社（迪卡侬）は、リュックサック意匠特許の侵害紛争において勝訴した。第一審の賠償額が異常に低い状況において、第二審において侵害製品の販売量が多いことを示す証拠を裁判官に示した結果、最終的に賠償額を第一審の約 30 倍近く引き上げることに成功した。

業種：スポーツ

## ミシュラン事件 VII

ミシュラングループ本社（米其林集团总公司）は、民事訴訟においてタイヤパターン意匠特許を保護した。本件はミシュラン社が中国で初めて意匠特許侵害に対して提起した民事訴訟であり、他のタイヤブランドにとっても参考になる意義がある。

業種：タイヤ

受賞：ある専門メディアの年間全国人民法院知的財産権典型事例 2023

## マーテル（馬爹利）事件 II

マーテル社（马爹利股份有限公司）は、特許無効事件において、その先の立体商標を引用して他人が保有する意匠特許「酒瓶」（第 201430195368.9 号）の無効化に成功した。人民法院は、係争意匠特許とマーテル社の先行立体商標の識別部分の構成が類似しており、かつ全般的な視覚効果においても十分な識別的な差異がないとして、マーテル社の先行商標権を侵害し、専利法第 23 条 3 項の規定に合致しないと判断し、係争意匠特許について無効判決を下した。

業種：酒類

## マペイド（马培德）事件

マペイド社（马培德公司）は、最高人民法院に意匠特許侵害事件の再審を提起し、単純な形状タイプの意匠において、異なる図案の設計要素を追加したことが侵害判断に実質的な影響を与えないとの主張し、最高人民法院の支持を得た。

業種：ステーショナリー

受賞：中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2013

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 6

---

# 著作權

---

## クレヨンしんちゃん事件 II

株式会社双葉社は、上海恩嘉公司等に対する著作権侵害紛争の再審請求事件において勝訴を得た。最高人民法院はこの事件において、「先行する著作権に基づき後願の登録商標の使用に対しても著作権侵害として提訴可能」であることを明確に示した。

業種：文化クリエイティブ

受賞：最高人民法院知的財産権事件年次報告事例 2008

## デカトロン（迪卡侬）事件 V

デカトロン社（迪卡侬）は、「ユニコーン」図柄の著作権侵害訴訟において勝訴し、35万元の損害賠償を獲得した。被告は訴訟中に被疑図柄を部分的に修正し、著作権登録を行うことで侵害責任の回避を図ったが、人民法院は修正後の図柄も原告のオリジナルのユニコーン図柄と実質的に類似していると認定。さらに、被告は訴訟中に図柄を簡単に修正した上で侵害行為を継続していたことから、主觀的悪意が明らかであると認定した。

業種：スポーツ

## L-Acoustics 事件

阿酷司社は、広州レイホイ音響公司等に対する著作権侵害・不正競争行為に関する事件において勝訴を得た。人民法院は、阿酷司社の「L-Acoustics」の美術作品に独創性があり、被告が使用した標識は視覚、構成において原告の作品と実質的に類似しており、原告の著作権を侵害していると認定した。また、被告が「LA」という略称を利用して原告の商業的信用に便乗する行為は不正競争を構成することで、被告らに対して連帶して 60 万元の賠償を命じた。

業種：オーディオ

## 名創優品案件

名創优品は、EU での無効宣告事件において、中国の美術作品の著作権に基づいて EU 登録商標の無効化に成功した。

業種：小売

## 八航事件

八航空公司等は、著作権侵害の告発に対抗し、勝訴した。最高人民法院は本件判決において、著作権登録の主な役割は権利の帰属を証明することにあり、一般的には著作権法上の公表には当たらず、その他の証拠がない場合には、これにより八航空公司等が原告の著作物に接触したことがあると推定するのは適切ではないと指摘した。

業種：写真撮影

受賞：最高人民法院知的財産権事件年次報告事例 2010



万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 7

---

# 独占禁止法

---

## 「クコジロラタジン」原薬の市場支配的地位乱用事件

原薬の市場支配的地位濫用紛争事件の代理に参与した。この事件は権利保護と独占既成の境界線の判断に関わるものであり、独占禁止法の正確な適用を促進し、薬品市場の公平な競争に寄与した。

業種：医薬品

受賞：人民法院の独占禁止法と不正競争防止法の典型的な事例 2023



万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



## PART 8

---

# 補償



## 長秀霖事件 II

甘李薬業代理は、東宝薬業を訴えた商標権侵害及び不正競争行為に関する紛争事件で勝訴し、6000 万元の賠償を得た。人民法院は、薬品の商標権侵害事件においては、薬品分野のマクロ的な発展動向、消費者が薬品を購入する際の（ミクロ的な）視点、特定の薬品分野への参入するためのハードルの差異、新薬と後発薬の技術的な相違及び製薬企業自体の知名度等の要素を総合的に考慮し、被告の薬品の利益に対する係争標識の利益に対する貢献率を合理的に確定すべきであることを明確にした。また、被告は権利者の元株主であり、かつ同業経営者であるにもかかわらず、株式保有関係が終了した後、同一商品において権利者の商標と類似する商標を出願・使用し、かつ行政判決が当該商標を無効宣告すべきと認定された後もなお侵害行為を継続していた。加えて、対象薬品は高リスクで混同しやすい薬品であり、侵害行為が人身の健康に危害を及ぼす可能性がある場合、商標法に規定する「悪意のある商標専用権の侵害で、情状が深刻」の状況に該当するとして、懲罰的賠償の適用が認められた。

業種：医薬品

受賞：全国人民法院知的財産権事件の法律適用問題に関する年次報告事例 2024

## 恵氏事件

恵氏は、広州恵氏宝宝母子用品有限公司等 6 被告を提訴した訴訟において、人民法院は被告に対して商標権侵害及び不正競争行為の停止を命じるとともに、懲罰的賠償 3000 万元についても、第一、第二審法院とともにその主張が認められ支持を得た。

業種：子供用品

受賞：中国人民法院の知的財産権トップ 10 事件 2021

## 小米事件 II

小米公司は、杭州爽米と東莞爽米に対し商標権侵害及び不正競争行為に関する訴訟に勝訴し、3000 万の賠償を受けた。

業種：電子

受賞：北京商標協会年間商標訴訟典型事例 10 大 2024

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要

## New Balance 事件 II

ニューバランス社（新百伦公司）は、同社の象徴的な「N」字商標の侵害で莆田市盛豐盛靴業有限公司等を訴えた裁判において、人民法院は経済的損失 1800 万元の賠償を命じた。

業種：アパレル

## New Balance 事件 III

ニューバランス社（新百伦公司）は、新百倫领跑体育用品有限公司などを提訴し、最高人民法院は第二裁判で 3004 万元の賠償を命じた。

業種：アパレル

受賞：最高人民法院知的財産権事件の法律適用問題年度報告事件、品質保証委員会年間知的財産保護トップ 10 事例 2023

## ラコステ事件 III

ラコステ社（拉科斯特公司）は、南極電子商取引公司等に対するワニ商標侵害及び無効宣告行政紛争においていずれも勝訴し、民事事件で 1505 万元の賠償を得るとともに、関連手続において相手方の関連商標を無効宣告させた。

業種：アパレル

受賞：品質保証委員会年間知的財産保護トップ 10 事例 2023

## ミシュラン事件 VIII

ミシュラン社（米其林公司）は、上海米芝蓮飲食管理有限公司に対する商標侵害及び不正競争行為に関する訴訟において勝訴し、1000 万元の賠償を得た。人民法院の判決は、商標法第 13 条における「翻訳」は中国語の標準語に限定されず、広義に解釈されるべきことを明確にした。

業種：タイヤ

受賞：中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2023

## YETI 事件

野次冷却器有限責任公司は、詹倩倩及び劉漢との商標権侵害紛争において刑事判決で被告の侵害の悪質性と侵害による利益及び係争金額が認定されたことを前提に、後続の民事訴訟において主張した賠償金額 2000 万元について人民法院は全額支持した。

業種：屋外用品

受賞：「商法」年間優秀取引 2024

## 杜康事件

洛阳杜康は、民事侵害訴訟において第一、第二審で勝訴し、1500 万元の賠償を得た。

業種：酒類

受賞：河南高院年度知的財産権司法保護 10 大典型事例 2018

## 鳩牌事件

鳩牌公司は、鳩皇集團等の商標権侵害及び不正競争行為に関する紛争の控訴事件に勝訴し、1000 万元の賠償を得た。

業種：電気ケーブル

受賞：重慶法院知的財産権司法保護 10 大典型事例 2021

## 六福事件

六福集團有限公司は、深セン市六六福寶飾品有限公司を訴えた商標権侵害及び不正競争行為に関する紛争事件において勝訴し、600 万元の賠償を得た。

業種：ジュエリー

受賞：深セン市商標協会年度 10 大商標典型事例、商法年間の優れた取引 2019 年

## フォルクスワーゲン案件

ドイツのフォルクスワーゲン（大众）は、長春大衆等との商標侵害及び不正競争行為に関する一連の 3 事件において勝訴し、累計で 160 万元の賠償を得た。

業種：自動車

受賞：品質保証委員会年間知的財産権保護トップ 10 事例 2007

## グローエ（高仪）事件

グローエ社（高仪公司）は、訴訟において被告の権利侵害を証明することに成功し、被告と締結した賠償協定を根拠とし、352 万元の賠償を得た。

業種：水まわり製品

## 3M 案件

3M 社及び 3M 中国公司は、常州華威公司等を訴えた商標権侵害紛争事件で勝訴した。人民法院は、2001 年商標法の規定に基づき、被告の侵害規模、侵害の主観的悪意、侵害製品の利益率、被告の故意の証拠妨害行為、及び原告の商標及び商号の知名度等の要素を総合的に考慮し、常州華威公司の権利侵害利益が 2001 年の商標法に規定された法定賠償の最高限度額 50 万元をはるかに超えていると認定し、裁量により常州華威公司に対し 350 万元の損失を賠償を命じた。

業種： 制造

受賞： 中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2015

## STOKKE バギー案件

STOKKE AS は、発明専利権侵害訴訟を提起して勝訴し、225 万元の高額賠償を受けた。本件は、当時の『専利法』に規定された専利権侵害事件の法定賠償額の上限の 2 倍以上を突破した判決である。

業種： 子供用製品

受賞： 北京市弁護士協会が選定した涉外法律サービス優秀事例 2019

## P&G 事件

広州 P&G 有限公司 (广州宝洁有限公司) は、「携帯式清掃用品及びその製造方法」の発明特許の無効化に成功し、1 億元に達する損害賠償を回避した。

業種：日常化学

## 四友事件

河北四友公司は、特許侵害事件において勝訴し、最大 1300 万元に達する賠償を回避した。本件原告は、直接的な証拠の提示に失敗した後、「新製品」や「特徴的不純物」の存在を証明することによって挙証責任の逆転を図ったが、第一審、第二審ではいずれも原告の請求を支持されなかった。河北四友公司は他人が提起した訴訟を阻止することに成功し、巨額の経済的損失を回避した。

業種：化学薬品

受賞：ある専門メディア年度全国人民法院知的財産権典型事例 2017

万慧達知識産権が代理した典型的事例の概要



PART 9

---

# 刑事保護

---

## ユニリーバ事件

ユニリーバなどのブランド側は、刑事手続きにおいて権利保護に成功し、13人が知的財産権侵害の罪で最高で懲役 10 年の判決を受けた

業種：日常化学

受賞：品保委員会年間知的財産権保護ベスト 10 事例 2021

## ロレアル案件 II

ロレアル（欧莱雅）は、許氏らの登録商標詐称罪、王氏の登録商標詐称商品販売罪事件において権利保護に成功した。

業種：化粧品

受賞：中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2019

## スティール（斯蒂尔）事件 III

アンドレ・スティール株式両合公司（安德烈·斯蒂尔股份两合公司）は、寧波某鋸鎖科技有限公司及び魯某甲らを訴えた登録商標許称刑事付帯民事訴訟事件において、権利保護に成功した。この刑事付帯民事訴訟は、権利者のために権利保護コストを節約するだけでなく、司法コストの削減や訴訟期間の短縮、民事判決の執行を実現し、理想的な社会効果を達成した。

業種：電気機械

受賞：浙江省檢察院の知的財産権保護典型事例 2021

## ABB 事件

アジア・ブラウン・ブファリ社（阿西亚·布朗·勃法瑞有限公司）は、刑事自訴手続を通じて張氏及び蕪湖市迪頓電氣貿易有限公司が詐称登録商標商品を販売した責任を追及することに成功した。

業種：オートメーション

受賞：中国人民法院の典型的な知的財産権事例 50 件 2020

## 洋酒刑事案件

某洋酒ブランドは、劉某の登録商標詐称刑事案件において権利保護に成功した。

業種：酒類

受賞：中国人民法院の知的財産権トップ10事件 2010

## 商業秘密刑事案件

被害者浙江省の某会社は、阿某がその営業秘密を侵害した刑事案件において権利保護に成功した。

業種：化学薬品

受賞：浙江省検察機関が営業秘密の司法保護を強化する典型的な事例 2021





万慧達知識產權  
WANHUIDA INTELLECTUAL PROPERTY

北京 · 上海 · 广州 · 深セン · 重慶 · 天津 · 蘇州 · 杭州

北京市海淀区中關村南大街1号  
友誼賓館頤園 オフィスビル 100873

T : 86-10-6892 1000 E : whd@wanhuida.com

© 万慧達知識產權



Wanhuida

[www.wanhuida.com](http://www.wanhuida.com)